沖縄群島政府公報

沖縄群島政府
官房
事務
知事

目次

○自由企業一部改正
○愛林週間
軍指令
○陸運車輛の運転及び保全廃止
告示
○年令のとなえ方
○沖縄群島政府公報発行規程
○那覇公設市場通り通行制限追加
○工務部建築出張所廃止
訓令
○沖縄群島政府臨時図書調査委員会規程
○法制審議会規程廃止
布告
○軍政長官警察バンド演奏の許可
軍特別布告
○琉球列島米國軍政本部特別布告第四十一號（特別布告第三十三號の修正）
自由企業
琉球列島の住民に告げる
最早占領軍人に対する島内産食料品の販売を禁じて琉球列島の経済を保護する必要はなくなつた故に本官、琉球列島軍政長官米國陸軍少将アール・ピー・マクローアは左の通り布告する
第一條
一九四八年十月二十六日附特別布告第三十三號の第二條b項の前文を修正し同文中の「食料品及びその他になる語を削除する。但し斯く修正された本條に依り法規の他の條項に違反する公共の飲食店の飲食物の販売を認め或ひは軍政府発行の許可証を持つて居る店で占領軍人に対し飲食物を販売することを認めたものと解釈すべきではない。
第二條
本布告は一九五〇年十一月十五日から之を実施する
一九五〇年十一月九日
軍政長官
米國陸軍少将
アール・ピー・マクローア
○琉球列島米國軍政本部特別布告第四十二號
琉球列島の住民に告げる
愛林及植林計画を樹立して琉球の林業復興を助け且つ以前のように琉球列島を美しい島にする方法を講ずることが望ましいと思はれるので、本官琉球列島米國軍政本部陸軍少将アール・ピー・マクローアは茲に左の布告を発する。
第一條
一九五一年二月十八日から二月二十五日までの一週間を「愛林週間」とし本週間中琉球列島の各学校は全校生徒を動員し、植樹、愛樹に関する知識の普及及宣伝を行う指導班を編成し之を最高度に活躍させて各学校の周囲には生徒達に将又その他の公共建物の周囲には該団体の職員に出来得れば公園や広や道路の両側には一般の人に琉球林野代行機関の提供した樹を群島政府文教部の提案する植樹計画に基いて植えさせる。
第二條
本布告は一九五一年二月十八日から之を実施する
一九五〇年十一月二十二日
軍政長官
米國陸軍少将
アール・ピー・マクローア
軍指令
○琉球列島米國軍政本部指令第十六號（一九五〇年十一月十七日）
軍政府指令の廃止
「陸運車輛の運転及び保全」と題する一九四七年三月二十四日附公布の軍政府指令第十一號は廃止する
右軍政長官の命に依り発布する
軍政副長官
米陸軍准将
ジョン・エイチ・ハインズ
告示
○沖縄群島政府告示第二號
一九五一年一月一日以後住民は年令を数え年によつて言い表わす従来のならわしを改めて年令計算に関する法律（明治三十五年法律第五十號）の規定による算定した年数（一年に達しないときは月数）によつて年令を言い表わさなければならない。
又同日以後政府又は地方公共団体の機関が年令を言い表わす場合においては当該機関は前項に規定する年令又は月数によつてこれを言い表わすなければならない
但し特にやむを得ない事由により数え年によつて年令を言い表わす場合においてはその旨を明示しなければならない。
一九五〇年十一月八日
沖縄群島知事
平良辰雄
○沖縄群島政府告示第三號
一九四六年五月二十日沖縄民政府告示第三號の一沖縄民政府公報発行規程及第十四號の二沖縄民政府公報発行規程一部改正を廃止し、左の通り新たに沖縄群島政府公報発行規程を制定、公布

の日から之を施行する

一九五〇年十一月八日

沖縄群島知事　平良辰雄

沖縄群島政府公報発行規程

第一條　沖縄群島政府公報（以下公報と稱する）は知事室事務局文書課（以下文書課と稱する）において必要に応じ随時之を発行する

第二條　公報には左の事項中一般の周知を要するものにつき之を登載する。

一、軍政府布告、布令及指令

二、政令

三、府令

四、告示

五、諭告

六、訓令

七、辞令

官吏の任免及黙殺

八、褒賞

九、彙報

イ、官公署の執務上一般の周知を要する事項

ロ、其の他公報することを適当と認める事項

第三條　公報に登載すべき事件に係る文書には、その冒頭に「公報登載」と朱書して文書課に合議しなければならない

第四條　公報の原稿は主務部（課）において浄書し校合の上一部原稿（回議文書）と共に文書課に送付しなければならない。

第五條　原稿一時に輻輳し一回にその全部を登載し得ない場合又は長文に渉り若しくは図面掛線等印刷上特に時間を要するものがあるときは文書課長は主務部（課）長と協議の上印刷困難な部分を一部省略又は一事項を数回に分割して登載することができる。

第六條　文書課において公報登載の手続をした回議書はその余白にこれを登載する公報の日附及公報番號を記入して主務部（課）に回付する

第七條　公報の配付箇所は別に之を定める

○沖縄群島政府告示第四號

一九四九年七月十二日附沖縄民政府告示第九号に示された通行制限地域に限り左の通り追加する。

四、自転車に乗車の侭通行を禁止する

一九五〇年十一月九日

沖縄群島知事　平良辰雄

○沖縄群島政府告示第五號

一九五〇年十一月三十日から工務部左記建築出張所を廃止する

一九五〇年十一月二十七日

沖縄群島知事　平良辰雄

記

建築課糸満出張所

〃　知念出張所

〃　具志川出張所

〃　金武出張所

〃　石嶺出張所

訓令

○沖縄群島政府訓令甲第一號

府中一般

市町村役所

沖縄群島政府臨時國勢調査委員会規程を次のように定め公布の日から之を施行する

一九五〇年十一月六日

沖縄群島知事　平良辰雄

沖縄群島政府臨時國勢調査委員会規程

第一條　一九五〇年國勢調査に関する事務を処理するため沖縄群島政府内に臨時國勢調査委員会を置く

第二條　臨時國勢調査委員会に左の職員を置く

委員長　一名

副委員長　一名

委　員　若干名

第三條　委員長は所属長を以てこれに充て副委員長及委員は主管課職員中から知事が任命する

第四條　委員長は、知事の命を受け國勢調査に関する事務を処理する

副委員長は、委員長を輔佐し、委員長事故ある時は、その事務を代理する。

委員は、上司の指揮監督を受けて、委員会の事務に従事する

第五條　本規程に依る事務取扱については、沖縄民政府官制による

○沖縄群島政府訓令甲第二號

府中一般

各　廳

一九四八年十一月一日沖縄民政府訓令甲第一號法制審議会規程はこれを廃止する。

一九五〇年十一月二十三日

沖縄群島知事　平良辰雄

彙報

軍政長官マクローア少将は十一月四日元琉球王城跡で行われた沖縄の世紀を飾る知事就任式当日において沖縄警察バンドの演奏を賞賛して十一月十三日軍務局次長を通じて軍政官府首席軍政官ロスゲブ大佐宛左のような謝辞を贈られたか、更にロスゲブ首席軍政官も「本官より一言御挨拶申し上げさせて頂きます。沖縄警察バンドが見事に演奏したことは誠に賞賛に価するもので今後とも御精進あらんことを希望致します。」と軍政長官の謝辞を添えて平良知事宛書簡を寄せられた。

十一月四日の知事就任式当日の沖縄警察バンドの演奏は誠に印象的で軍政長官は非常に喜んでをられます。実際大分上達しているということを知って一層を吐してをられます。長官は同バンドの責任者に同バンドの進歩発達並びに隊員の演奏上達に今後共引続き意を用いられんことをのぞんで居られます。

右軍政長官の命に依り

軍務局次長代理兵中尉

ウイリアム・エイチ・ノルフ